

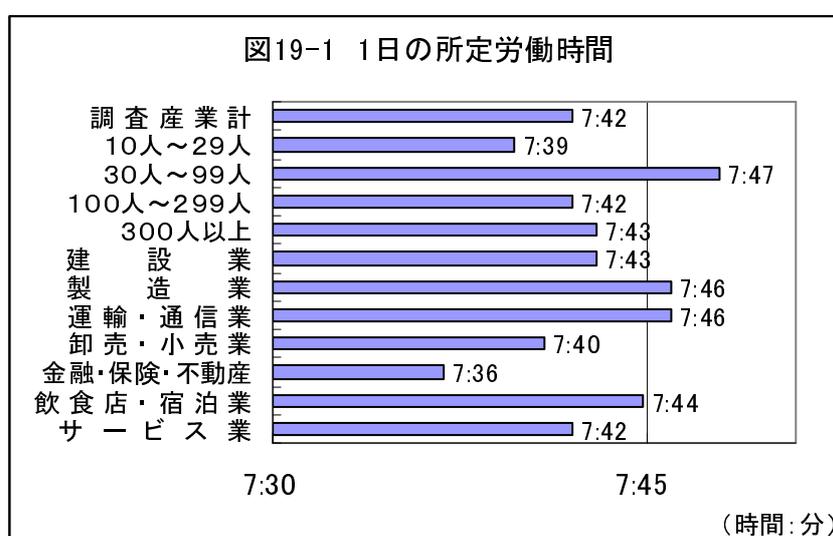
### 3 労働時間・休日・休暇

#### (1) 所定労働時間

##### ① 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間についてみると、1事業所平均は7時間42分で、前回調査（平成21年度）の7時間43分と比べると、1分短くなっている。

これを規模別にみると、30～99人で7時間47分と最も長く、300人以上で7時間43分、100～299人が7時間42分、10～29人で7時間39分となっている。産業別では、製造業、運輸・通信業が7時間46分、次いで飲食店・宿泊業が7時間44分、建設業が7時間43分の順となっている。（図19-1）

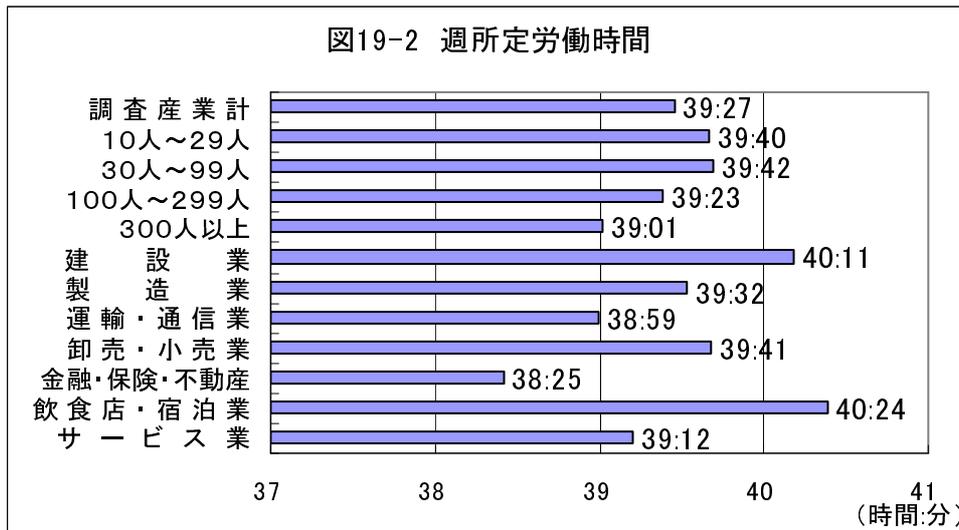


##### ② 週所定労働時間

週所定労働時間についてみると、1事業所平均は39時間27分で、前回調査（平成21年度）の39時間26分と比べると、1分長くなっている。

これを規模別にみると、30～99人が39時間42分と最も長く、10～29人で39時間40分、100～299人で39時間23分、300人以上で39時間01分となっている。産業別では、飲食店・宿泊業が40時間24分と最も長く、次いで建設業が40時間11分、卸売・小売業で39時間41分の順となっている。（図19-2）

図19-2 週所定労働時間



(2) 週休制

週休制の形態についてみると、何らかの「週休2日制」を採用している事業所は 65.9%で、前回調査（平成21年度）の 68.0%と比べると、2.1ポイント減となっている。

これを規模別にみると 100~299人が 71.8%と最も高く、300人以上で 65.4%、10人~29人で 65.3%、30~99人で 63.0%となっている。産業別では、金融・保険・不動産業が 93.5%、次いで製造業、サービス業が 69.6%、建設業が 60.0%と続いている。

また、「完全週休2日制」を採用している事業所は 43.7%であり、規模別では、300人以上が 57.7%で最も高く、産業別では、金融・保険・不動産業が 87.1%で最も高くなっている。（表20）

表20 週休制の形態

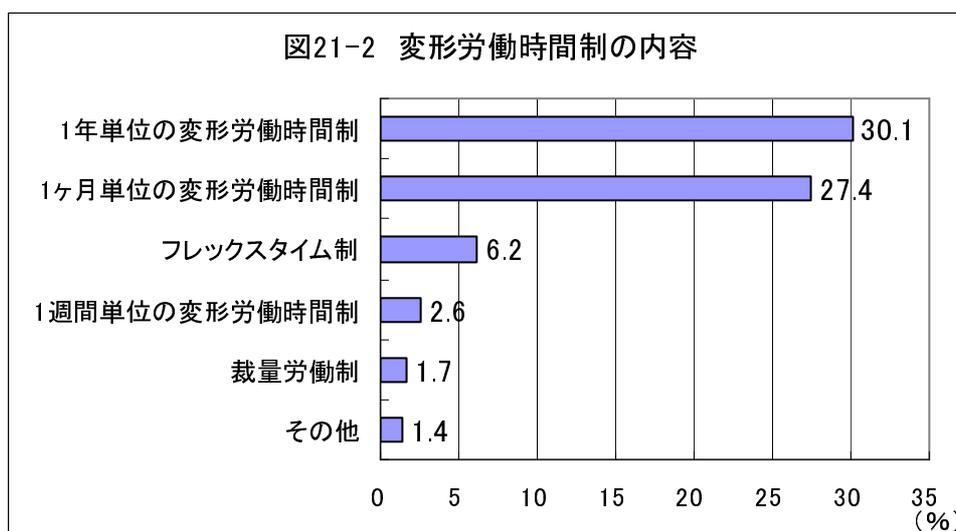
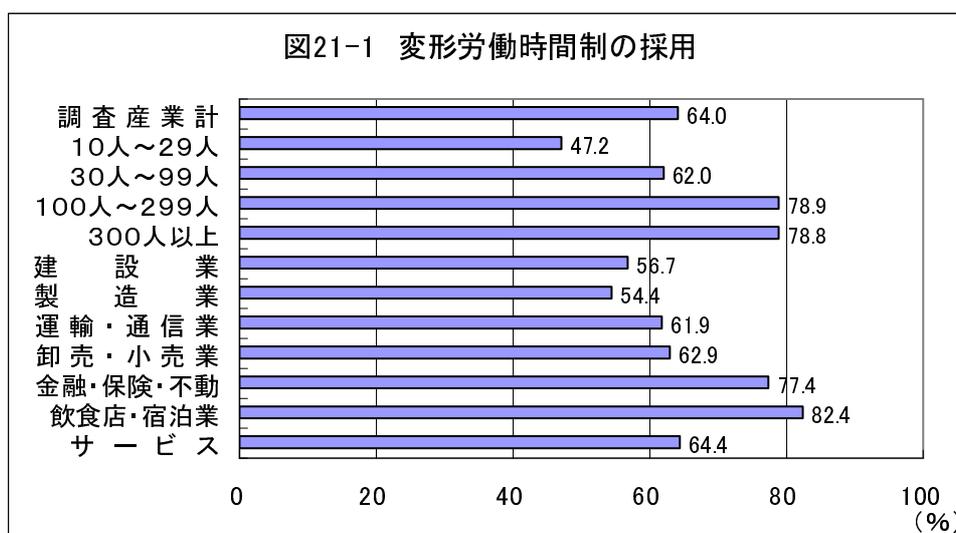
区分	計	% (件数)											
		週休1日制		週休2日制					2日を超える週休制		その他		無回答・不明
		週休1日半制	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	2日を超える週休制	その他				
調査産業計	100.0 (419)	6.2 (26)	2.1 (9)	65.9 (276)	43.7 (183)	5.7 (24)	7.6 (32)	6.9 (29)	1.9 (8)	2.6 (11)	17.9 (75)	5.3 (22)	
10人~29人	100.0 (144)	10.4 (15)	1.4 (2)	65.3 (94)	39.6 (57)	6.9 (10)	10.4 (15)	4.9 (7)	3.5 (5)	3.5 (5)	12.5 (18)	6.9 (10)	
30人~99人	100.0 (100)	6.0 (6)	4.0 (4)	63.0 (63)	39.0 (39)	4.0 (4)	9.0 (9)	9.0 (9)	2.0 (2)	2.0 (2)	19.0 (19)	6.0 (6)	
100人~299人	100.0 (71)	1.4 (1)	2.8 (2)	71.8 (51)	38.0 (27)	11.3 (8)	7.0 (5)	14.1 (10)	1.4 (1)	1.4 (1)	18.3 (13)	4.2 (3)	
300人以上	100.0 (104)	3.8 (4)	1.0 (1)	65.4 (68)	57.7 (60)	1.9 (2)	2.9 (3)	2.9 (3)	0.0 (0)	2.9 (3)	24.0 (25)	2.9 (3)	
建設業	100.0 (30)	10.0 (3)	0.0 (0)	60.0 (18)	33.3 (10)	3.3 (1)	13.3 (4)	10.0 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	23.3 (7)	6.7 (2)	
製造業	100.0 (79)	2.5 (2)	3.8 (3)	69.6 (55)	43.0 (34)	7.6 (6)	12.7 (10)	3.8 (3)	2.5 (2)	1.3 (1)	21.5 (17)	1.3 (1)	
運輸・通信業	100.0 (21)	9.5 (2)	0.0 (0)	57.1 (12)	57.1 (12)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	14.3 (3)	14.3 (3)	
卸売・小売業	100.0 (89)	10.1 (9)	1.1 (1)	57.3 (51)	24.7 (22)	7.9 (7)	4.5 (4)	16.9 (15)	3.4 (3)	2.2 (2)	20.2 (18)	9.0 (8)	
金融・保険・不動産業	100.0 (31)	0.0 (0)	0.0 (0)	93.5 (29)	87.1 (27)	3.2 (1)	3.2 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	3.2 (1)	3.2 (1)	0.0 (0)	
飲食店・宿泊業	100.0 (34)	8.8 (3)	2.9 (1)	50.0 (17)	29.4 (10)	2.9 (1)	5.9 (2)	2.9 (1)	8.8 (3)	0.0 (0)	29.4 (10)	8.8 (3)	
サービス業	100.0 (135)	5.2 (7)	3.0 (4)	69.6 (94)	50.4 (68)	5.9 (8)	8.1 (11)	5.2 (7)	0.0 (0)	4.4 (6)	14.1 (19)	3.7 (5)	

### (3) 変形労働時間制

変形労働時間制の採用についてみると、採用している事業所は64.0%で、前回調査（平成21年度）の67.0%と比べると、3.0ポイント減となっている。

これを規模別にみると100人～299人が78.9%と最も高く、概ね規模が小さくなるほど低くなっており、10人～29人で47.2%と最も低い。産業別では、飲食店・宿泊業が82.4%と最も高く、次いで金融・保険・不動産業が77.4%、サービス業が64.4%と続いている。（図21-1）

また、変形労働時間制を種類別（複数回答）にみると、「1年単位の変形労働時間制」が30.1%と最も高く、次いで「1ヶ月単位の変形労働時間制」が27.4%、「フレックスタイム制」が6.2%、「1週間単位の変形労働時間制」が2.6%、「裁量労働制」が1.7%となっている。（図21-2）



### (4) 年次有給休暇

平成23年（または平成23年度）1年間で事業所が付与した年次有給休暇日数（繰越を除く。）は、労働者1人平均16.5日で、前回調査（平成21年度）の13.5日と比べると、3.0日増となっている。

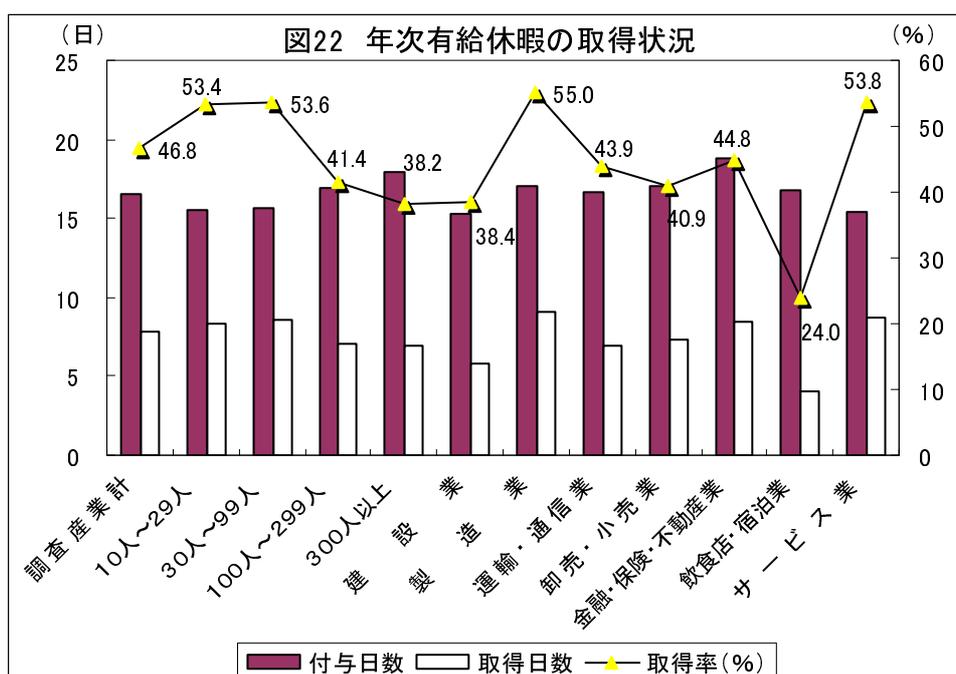
いる。これを規模別にみると、300人以上が18.0日と最も多く、規模が小さくなるほど低くなっており、10～29人で15.6日となっている。産業別では、金融・保険・不動産業が18.8日と最も多く、建設業が15.3日と最も少ない。

年次有給休暇を取得した日数は、労働者1人平均7.8日で前回調査（平成21年度）の6.8日と比べると、1.0日増となっている。取得率は、46.8%で前回調査（平成21年度）の50.3%と比べると、3.5ポイント減となっている。これを規模別にみると、最も取得日数が多く、取得率も高いのは、30～99人で、8.6日、53.6%となっている。一方、最も取得日数が少なく、取得率も低いのは、300人以上で、7.0日、38.2%となっている。産業別にみると、最も取得日数が多く取得率も高いのは、製造業で、9.1日、55.0%となっている。一方、最も取得日数が少なく、取得率も低いのは、飲食店・宿泊業で、4.0日、24.0%となっている。（表22、図22）

表22 年次有給休暇

区 分	付与日数	平成22年 (度)からの平均繰 越日数	取得日数	取得率 (%)
調査産業計	16.5	13.3	7.8	46.8
10人～29人	15.6	11.6	8.4	53.4
30人～99人	15.7	13.3	8.6	53.6
100人～299人	16.9	13.0	7.1	41.4
300人以上	18.0	15.8	7.0	38.2
建設業	15.3	13.1	5.9	38.4
製造業	17.1	15.5	9.1	55.0
運輸・通信業	16.7	16.9	6.9	43.9
卸売・小売業	17.0	14.5	7.3	40.9
金融・保険・不動産業	18.8	11.8	8.4	44.8
飲食店・宿泊業	16.7	11.4	4.0	24.0
サービス業	15.4	11.3	8.7	53.8

※「取得率」は、取得日数計／付与日数計×100(%)

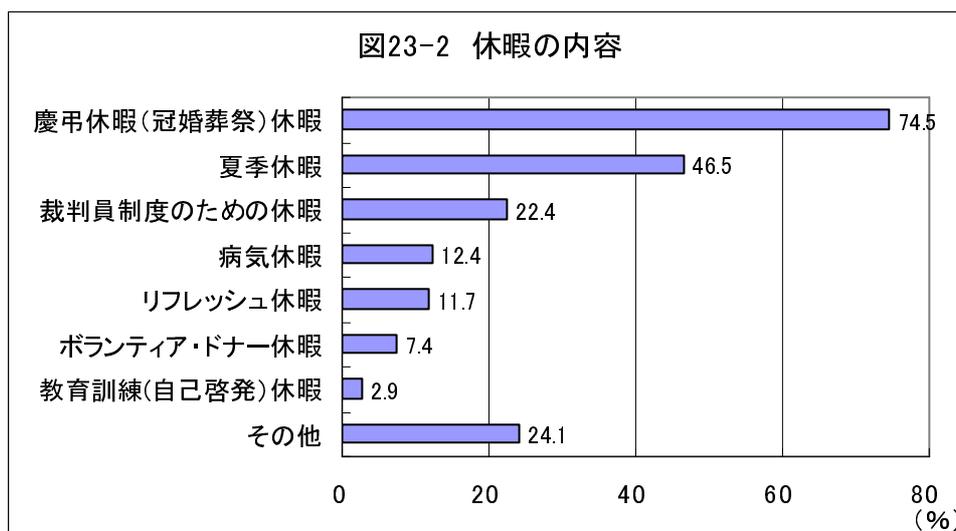
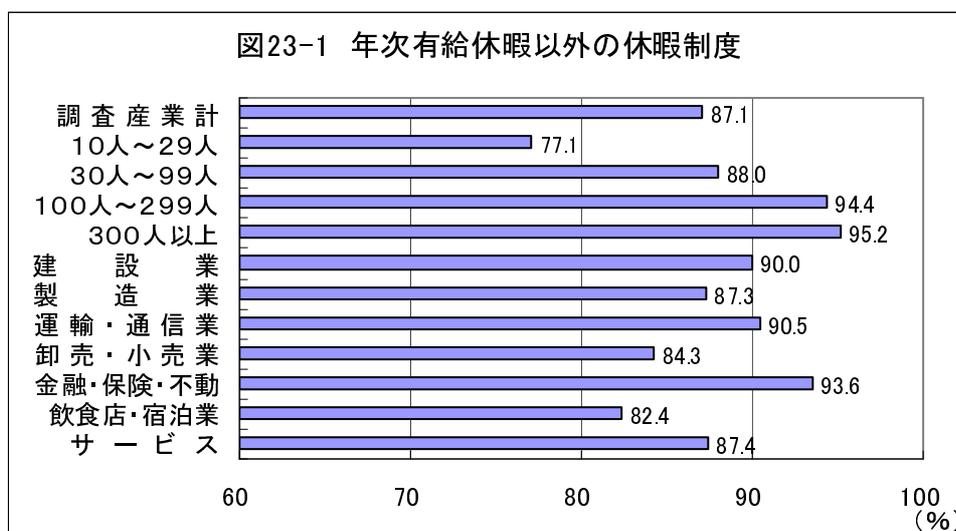


## (5)年次有給休暇以外の休暇制度

年次有給休暇以外の休暇制度についてみると、制度がある事業所は87.1%で、前回調査（平成21年度）の86.3%と比べると0.8ポイント増となっている。

これを規模別にみると、300人以上が95.2%と最も高く、規模が小さくなるほど低くなっており、10～29人で77.1%となっている。産業別では、金融・保険・不動産業が93.6%と最も高く、次いで、運輸・通信業が90.5%、建設業が90.0%の順となっている。（図23-1）

休暇の内容別に制度のある事業所割合（複数回答）をみると、「慶弔休暇（冠婚葬祭）休暇」が74.5%と最も高く、次いで「夏季休暇」が46.5%、「裁判員制度のための休暇」が22.4%、「病気休暇」が12.4%、「リフレッシュ休暇」が11.7%、「ボランティア・ドナー休暇」が7.4%、「教育訓練（自己啓発）休暇」が2.9%となっている。（図23-2）



各休暇の1回あたりの最高付与日数をみると、「夏季休暇」が4.1日、「病気休暇」が88.4日、「リフレッシュ休暇」が4.8日、「ボランティア・ドナー休暇」が19.0日、「教育訓練（自己啓発）休暇」が2.9日、「慶弔休暇（冠婚葬祭）休暇」が5.1日となっている。（表23）

**表 23 休暇の種類別 1 回あたりの最高付与日数**

(日)

区 分	夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ 休暇	ボランティア・ ドナー休暇	教育訓練 (自己啓発) 休暇	慶弔休暇 (冠婚葬祭) 休暇	その他
調査産業計	4.1	88.4	4.8	19.0	2.9	5.1	8.7
10人～29人	4.5	31.8	2.9	4.2	2.4	4.6	7.6
30人～99人	3.6	127.8	3.7	6.7	-	5.1	8.4
100人～299人	3.8	20.6	2.6	3.7	3.0	5.1	14.6
300人以上	4.3	125.9	6.2	30.2	4.0 *	5.7	7.3
建設業	4.3	730.0 *	3.0 *	365.0 *	2.0 *	5.3	15.8
製造業	4.2	107.8	4.6	5.3	3.0 *	5.0	14.8
運輸・通信業	3.4	135.0 *	7.0	5.0	-	6.0	2.0 *
卸売・小売業	3.9	30.0	3.9	-	1.7	4.8	5.6
金融・保険・不動産業	4.8	43.7	4.2	1.8	3.0 *	4.9	3.9
飲食店・宿泊業	3.3	37.0	5.4	-	5.0 *	4.3	4.0 *
サービス業	4.1	80.0	5.4	5.6	3.0 *	5.5	8.7

※裁判員制度のための休暇は、「所要日数」とする事業所が多いため、最高付与日数を算出していません。

※ 「\*」を付けているものは、回答数が少ないので注意を要する。